

## 今後の野生いのしし対策の進め方について

### 1 野生いのししのCSF撲滅に向けた目標値の設定

- ・ CSFの撲滅に向け、欧州における指標を基に野生いのしし対策の目標値を設定。

〔CSF撲滅に向けた目標（暫定）〕

県内5圏域ごとに抗体付与率60%以上を維持

※現在実施中の県内の野生いのしし生息状況調査の結果（9月末頃予定）をもとに、欧州を参考に、生息密度1頭/㎢も目標に加えることを検討。

#### 【課題・論点】

- ・ 山々が急峻かつ連坦している日本の環境や地形、ウイルス株の性質（中間的毒性）を踏まえ、日本版の目標値について継続的に議論。
- ・ 撲滅に向けては、全国一律の対応が必要。

### 2 捕獲強化

#### （1）地域別捕獲計画の策定

- ・ 各地域における捕獲目標頭数と捕獲強化策を記した計画を10地域（農林事務所単位）で策定。
- ・ ICTを活用した捕獲わなによる効率化や捕獲従事者の増加など、捕獲体制を強化。
- ・ スマホアプリの開発によるデータ収集及び捕獲の効率化。
- ・ 地域別捕獲計画に幼齢個体及び妊娠期の雌の捕獲強化を位置づけ。

〔捕獲目標頭数〕

当面、15,000頭の目標を維持。

※現在実施中の県内の野生いのしし生息状況調査の結果（9月末頃予定）も踏まえ、捕獲目標頭数を更新。

※生息数調査は毎年実施し、計画の進捗管理と目標頭数を見直し。

#### 【課題・論点】

- ・ 捕獲個体の適正処分における更なる負担軽減の方策や、高齢化等による担い手不足への対応を検討。

## (2) 狩猟の取扱い

- ・ 捕獲圧を高めることに加え、担い手の確保・育成やシカによる食害など増加する鳥獣被害抑制の観点も含め、県猟友会とも協議し、これまでの「指定猟法禁止のもとでの許可捕獲（広域捕獲）」から「県猟友会による狩猟」の実施に転換。

### 県猟友会による狩猟＋自家消費

- ・ 防疫措置を徹底しつつ、捕獲圧を高めるため、県猟友会会員による狩猟を実施（県外の狩猟者については、本県への入猟を自粛）。
- ・ 捕獲個体は、国のルールに基づき自家消費を認めることとするが、ウイルス拡散を防止するため、その取扱いを徹底。

#### <ウイルス拡散防止のための対策>

- ・ 従来の①、②に加え③、④を追加して実施。
  - ① 県内捕獲者を対象とした防疫研修会の開催
  - ② 県内捕獲者全員に、薬剤と噴霧器を配布
  - ③ 解体、血液や内臓等の処理方法についてマニュアルを提示し、防疫研修にて周知。
  - ④ 県内捕獲者に対し、CSF対策啓発チラシを送付（毎月）

※ 県猟友会において取り組む防疫措置や県外狩猟者の入猟自粛措置は別紙のとおり。

#### 【課題・論点】

- ・ 経口ワクチン散布期間を踏まえた捕獲休止期間の設定と周知徹底
- ・ 捕獲実績の定期的な把握方法の整理

#### <イノシシの自家消費について ※RI. 8. 28 農水省通知より抜粋>

- ・ 感染確認区域内で捕獲したイノシシ肉等は、感染確認区域外に持ち出さないこと。
- ・ 感染確認区域内において、イノシシ肉を自宅等へ持ち帰る場合、捕獲現場または現場付近の解体施設で解体した上で、イノシシ肉のみを容器で密封した状態で持ち帰ること。
- ・ 感染確認区域内で捕獲したイノシシの肉の利用は、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないこと。なお、適切に加熱処理をした場合はその限りではない。

### (3) いのしし肉のジビエ利用

- ・ 将来の利用に向け、国ガイドライン（野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針）改正の検討材料となる国実証事業（簡易検査手法及び交差汚染対策の検証）を県内2か所で実施。
- ・ 国ガイドライン改正にあわせ、県ガイドライン（ぎふジビエ衛生ガイドライン）改正を検討。

#### 【課題・論点】

- ・ いのしし肉のジビエ利用を可能とする場合の基準設定（地域、CSF感染状況など）
- ・ 国ガイドラインを踏まえた、処理、検査及び流通に係るマニュアルの整備と遵守徹底

### 3 経口ワクチン散布

#### (1) 地域・時期の重点化

- ・ 抗体付与率の目標達成を目指し、低い地域に重点的に経口ワクチンを散布。
- ・ 抗体付与率が高い地域では、春に生まれた幼獣が経口ワクチンを摂取できるようになる11月から12月に重点的に散布。

※国からのワクチンの配布数に上限があることを前提として

##### 【方法1 散布地域の重点化（春季2回目、夏期が対象）】

- ・ 抗体付与率が60%以上で安定して推移している地域の散布量については、抗体付与率を維持するのに必要な水準に減らし、抗体付与率の低い地域の散布量を割り増しする。

抗体付与率が60%以上の地域 → 一つの穴に埋める個数を2個から1個へ。  
農場周辺は個数を維持。

抗体付与率が低い地域 → 散布する箇所数を約2割増加。

##### 【方法2 冬期散布への重点化】

- ・ 春に生まれた幼獣が、生後5~6か月になる11~12月に、経口ワクチンの散布密度を高める。

##### 【課題・論点】

- ・ サーベイランス結果を踏まえた効果的な重点化方法を随時検討。
- ・ 抗体付与率60%以上を安定的に維持するためのワクチン散布方法の検討。

#### (2) ワクチン空白エリアの周辺におけるワクチンの高密度散布帯の構築

- ・ 人手が入れず、環境中のCSFウイルスの温床となりうる森林地帯への対応として、周辺へのワクチン散布を高密度化。

##### 【課題・論点】

- ・ サーベイランス結果を踏まえた高密度散布帯の効果的な構築方法を随時検討。

### (3) ヘリコプターによる空中散布

- ・ 国は、効率的なワクチン散布の方法として、栃木県、群馬県でヘリによる空中散布の実証試験を実施し、マニュアルを作成。
- ・ 本県において、人手の入れない森林地帯（国有林等）における対応手法の一つとして、ヘリ散布の活用を検討。
- ・ このため、今年秋を目途に実証を実施。

#### 【課題・論点】

- ・ 実証結果や費用対効果を踏まえて、活用方法を検討

## 4 持続可能かつ有効なサーベイランス

### (1) 検査数の確保

- ・ 血液採取とリアルタイムPCR検査を原則とし、調査捕獲、有害捕獲、狩猟期の捕獲など、様々な手法による捕獲個体からサンプルを確保し、検査を実施。

※ 検査数が少ない地域の市町村を中心に、順次、有害捕獲個体の血液サンプルの提供を依頼。

### (2) データ解析

- ・ CSF陽性率、抗体付与率の地域別（圏域別・市町村別）の集計・分析を引き続き実施。
- ・ 今後の有効な対策、より精度の高い地域の現状把握のためのデータ解析手法について、大学と連携して検討。

#### 【課題・論点】

- ・ 歯列による月齢データの解析による効果的な対策の検討

## 岐阜県猟友会が取り組む事項（案）

### 1 ウイルス拡散防止対策の徹底

※県内の非会員に対しても徹底を働きかけ

#### ① 防疫研修の実施

- ・ 県主催防疫研修会への参加
- ・ 猟友会支部での研修の実施
- ・ 猟友会内に指導員を設置し、現場における防疫対策のチェック及び指導の実施

#### ② 捕獲個体の適正処理

- ・ 捕獲個体の解体、血液等の処理の適正実施
- ・ いのしし肉の自家消費の徹底

### 2 県外狩猟者への自粛要請

- ・ 周辺県の猟友会に対し、岐阜県への入猟自粛を要請
- ・ 県外の狩猟者（猟友会非会員）に対して、岐阜県猟友会が事前周知
- ・ 県外狩猟者から登録申請があった場合は、岐阜県猟友会から自粛を改めて要請

### 3 安全対策

※県内の非会員に対しても徹底を働きかけ

- ・ 経口ワクチンの散布・回収期は狩猟を自粛

### 4 サーベイランスへの協力

- ・ サーベイランスのための血液サンプルの提供

# 狩猟期における捕獲について

○ 捕獲可能    ✕ 捕獲不可

参考（資料5）

|   | 感染イノシシの発生している<br>近隣県の対応（R1、R2） | 当県の対応（R1）   | 当県の対応（R2）<br>[案]  |
|---|--------------------------------|---|---|
| イノシシ  | 狩猟<br><br>県外からの入猟自粛は求めている      | 広域捕獲<br><br>＜県内狩猟者＞<br>・許可捕獲（県猟友会限定）<br>従事者 1,800 名（2,300 名中）    ○<br><br>＜県外狩猟者＞<br>・狩猟不可    ✕ | 県内狩猟者による狩猟<br><br>＜県内狩猟者＞<br>・狩猟<br>狩猟者数 2,600 名<br>（県猟友会 2,300 名、他 300 名）    ○<br><br>＜県外狩猟者＞<br>・岐阜県への入猟を自粛<br>（近隣県の猟友会へ自粛を要請）    ✕ |
|   | 県内・県外狩猟者ともに    ○               |   |   |
| 捕獲個体の取扱い                                      | C S F 発生地域は自家消費まで              | 全頭埋却又は焼却処分  | 自家消費を認める  |
| イノシシ以外<br><br>ニホンジカ<br>鳥類（カモ、ハト、<br>キジ等）    等 | 狩猟<br><br>県内・県外狩猟者ともに    ○     | ニホンジカ<br><br>＜県内狩猟者＞<br>・許可捕獲（個体数調整）    ○<br><br>＜県外狩猟者＞<br>・狩猟不可    ✕                          | ニホンジカ<br><br>＜県内狩猟者＞<br>・狩猟<br>狩猟者数 2,600 名<br>（県猟友会 2,300 名、他 300 名）    ○<br><br>＜県外狩猟者＞<br>・岐阜県への入猟を自粛<br>（近隣県の猟友会へ自粛を要請）    ✕      |
|   |                                | 鳥類<br><br>＜県内狩猟者＞<br>・狩猟不可    ✕<br><br>＜県外狩猟者＞<br>・狩猟不可    ✕                                    | 鳥類<br><br>＜県内狩猟者＞<br>・狩猟<br>狩猟者数 2,600 名<br>（県猟友会 2,300 名、他 300 名）    ○<br><br>＜県外狩猟者＞<br>・岐阜県への入猟を自粛<br>（近隣県の猟友会へ自粛を要請）    ✕         |

○イノシシの自家消費について（令和元年8月28日付け農振第1268号農林水産省農村振興局長通知）

- ・豚コレラ感染確認区域内で捕獲したイノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないこと。なお、適切に加熱処理をした場合はその限りではない。